

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型)(為替ヘッジなし) (年4回決算型)(為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/債券

平素は、「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年1回決算型)(為替ヘッジなし)/(年4回決算型)(為替ヘッジなし)」(以下、各ファンドということがあります。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当資料では、足もとの市場環境や各ファンドの投資機会についてご案内いたします。

※各ファンドの実質的な運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(以下、ウエリントンという場合があります。)が行います。

足もとの市場環境と今後の見通し

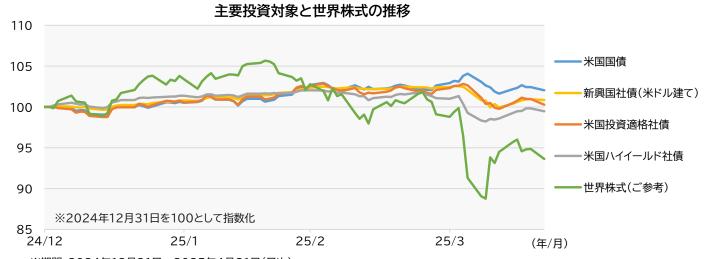
トランプ政権の相互関税導入の発表を受け、マーケットは乱高下

米国のトランプ大統領は、4月2日の発表で米国の保護貿易主義を加速させ、平均実行関税率を1900年代前半以来、最高水準に引き上げました。関税の引き上げ幅は、市場が予想していたよりも大きくなっています。この関税政策は、短期的には米国の経済成長とインフレのバランスを悪化させ、景気後退リスクを高めると考えます。中長期的には、米国経済のインフレを高める要因になるとみています。経済成長の鈍化とインフレ率の上昇に対する懸念は、今後数ヵ月続く可能性があるとみています。

関税政策の先行き不透明感から、ボラティリティの高まりが継続すると予想

短中期的に関税措置は、①インフレ率のボラティリティ(変動性)を高め、②米国の成長見通しを引き下げ、 ③政策の不確実性が景気サイクルに悪影響を及ぼし、④貿易相手国に経済的ナショナリズムを台頭させ、⑤ 米国からの資金引き上げを増加させる可能性がある、とみています。

実際に相互関税が発動された4月9日以降、米国の株式、通貨、そして安全資産とされる国債まで売られる「トリプル安」が発生する局面があるなど、市場の動揺が一層高まっています。関税政策の先行きが依然として不透明なことから、当面はマーケットのボラティリティは高い状況が継続するとみています。



※期間:2024年12月31日~2025年4月21日(日次)

※各指数については「当資料で使用している指数について」をご覧ください。各指数はすべて米ドルベースです。なお、ご参考として各指数を使用していますが、各ファンドのベンチマークおよび参考指標ではありません。

出所:ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。見通し等は当資料作成時点に おけるものであり、投資環境の変化等により予告なく変更される場合があります。

※最終ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。



商号等:アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号 加入協会:一般社団法人投資信託協会

1



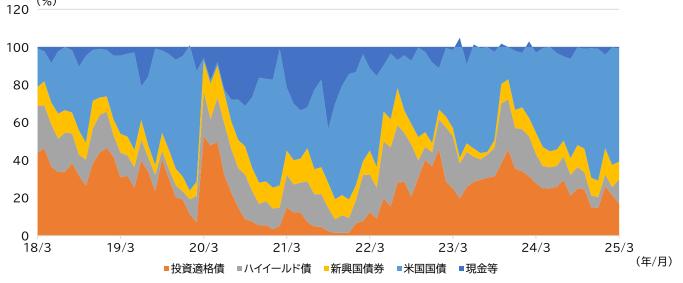
ボラティリティの高まりを捉えるクレジット・トータル・リターン戦略(以下、当戦略)

当戦略はボラティリティの高まりから生じる市場の転換点を投資機会として捉えるよう設計しています。過去、ボラティリティが急激に高まった局面でダイナミックに資産配分を変更することで、その後の高いパフォーマンスに繋げることができました。

米国の国債市場における価格の変動リスクを測定する指標である「MOVE指数」は、数値が高いほど、投資家が債券相場の先行きに不安を感じていることを意味します。足もとでMOVE指数は140付近まで急上昇しています(2025年4月11日時点)。

当戦略とMOVE指数、資産別配分比率の推移





※期間:2018年3月末(当戦略の運用開始月)~2025年3月末(月次)

出所:ウエリントン、ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

上記は、各ファンドが実質的に採用する運用戦略で運用されている代表口座(米ドルベース)のものであり、各ファンドのものではありません。代表口座のデータは、税引前分配金再投資後、費用控除前ですが、各ファンドでは信託報酬などの費用がかかります。また、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

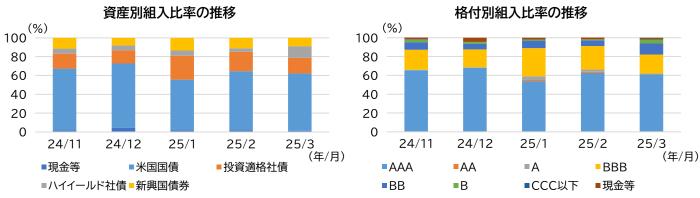
[※]上グラフの網掛けは、MOVE指数が2ヵ月で17%以上の上昇、かつ、その後当戦略が2~4ヵ月で8%以上上昇した局面を示します。 ※下グラフの新興国債券には新興国投資適格ソブリン債、新興国投資適格社債、新興国ハイイールドソブリン債、新興国ハイイールド社債を含みます。なお、ソブリン債は国債および政府機関債などを指します。また、ハイイールド債は、先進国ハイイールド社債を指します。 ※未収収益・利息などを使用して買い付けを行った場合、資産の合計が100%を超えることがあります。



各ファンドの足もとの投資行動と今後の運用方針

景気減速局面入りに備え、現金および国債の組入比率を高める

米トランプ政権の財政政策、DOGE(政府効率化省)、関税、移民政策を巡る不透明性などを背景に米国経済はすでに減速局面入りしていると考え、2月以降、現金および国債の組み入れを増やし、デュレーション*を長期化することでリスクオフへの備えを強化していました。



*デュレーションとは、金利が変化したときの債券価格の感応度(金利感応度)を指します。

※期間:2024年11月~2025年3月(月次) ※格付けはS&P社、Moody's社、Fitch社のうち、高い方の格付けを採用しています。(表記方法は S&P社に準拠) ※比率は各ファンドが投資対象とするウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Unhedged 円建て受益証券の純資産総額に対する割合です。※2024年11月は設定時の数値を使用。

出所:ウエリントンのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

流動性を確保し、迅速にポートフォリオを変更

今後も不透明な状況が続くとみており、先行きが見通しづらい展開を予想しています。特に、ハイイールド社債については、景気減速の織り込みが進むことによる価格の下落(スプレッドの拡大)を警戒しています。投資適格社債に対しては、ファンダメンタルズ面で割安な投資機会もみられています。ただし、リセッションへの警戒感も残るなかでは積極的にクレジットリスクを取りに行くのではなく、バリュエーションとファンダメンタルズを慎重に見極めながらの投資が必要であると考えています。

米国国債に関しては、クレジットのリスクが高い状況であっても、デュレーションを長期化することには慎重です。インフレ懸念や、金利高止まりによる財政の持続可能性への懸念がくすぶるなかでは、長期・超長期金利はさらに上昇する可能性があるとみています。

現時点の状況においてはポートフォリオの流動性を一定程度確保することが重要です。国債の比率は高位を維持していますが、満期の短い国債を中心に保有することで、流動性を確保し、クレジット市場のバリュエーションがより魅力的になった際に迅速にポートフォリオを変更できる体制を整えています。



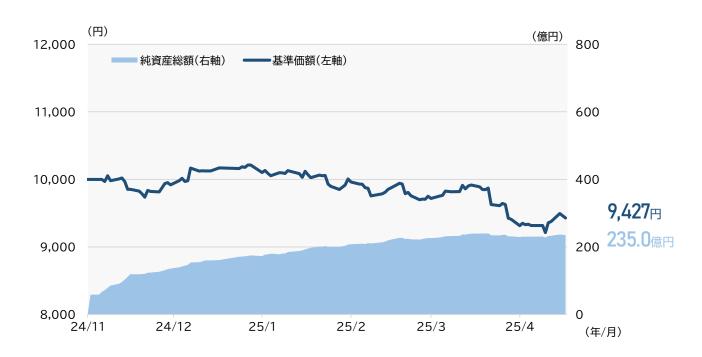
※期間:2010年4月5日~2025年4月4日(日次)、出所:ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または過去の運用実績、および作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。運用方針・考え等は当資料作成時点におけるものであり、投資環境の変化等により予告なく変更される場合があります。



各ファンドのパフォーマンス

■(年1回決算型)(為替ヘッジなし)



■(年4回決算型)(為替ヘッジなし)



- ※期間:2024年11月14日(各ファンド設定日前営業日)~2025年4月30日(日次)
- ※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
- ※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。
- ※当資料作成時点において分配金実績はありません。

- 1 米ドル建ての国債、社債、ハイイールド債、新興国債券など*を実質的な主要投資対象とし、各種債券等を機動的に配分し投資することで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
 - *実質的に投資する債券種別等は、市況動向、投資機会等が変化することにより、大幅に変わる可能性があります。
 - ●以下の投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
 - ・ケイマン籍外国投資信託 ウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Unhedged 円建て受益証券(以下「トータル・リターン・ファンド」といいます。)
 - ・DIAMマネーマザーファンド受益証券
 - ●各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、トータル・リターン・ ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 2 トータル・リターン・ファンドの運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・ エルエルピーが行います。
- **3** 決算頻度の異なる2つのファンド(年1回決算型、年4回決算型)からご選択いた だけます。

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年1回決算型)(為替ヘッジなし)

年1回の決算時において、収益分配を行うことをめざします。

・年1回の決算時(毎年11月14日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年4回決算型)(為替ヘッジなし)

年4回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

- ・年4回の決算日(毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、 市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- ●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

金利変動リスク	金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、 基準価額が下落する要因となります。新興国債券等に実質的に投資する場合、先進国債券等に比べ金 利変動リスクが大きくなる傾向があり、基準価額を大きく下落させる要因となる可能性があります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替へッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。各ファンドがハイイールド債券などの格付けが低い債券などに実質的に投資を行った場合には、投資適格の債券のみに投資する場合よりも相対的に信用リスクは高くなる場合があります。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の債券やハイイールド債券に実質的に投資する場合、先進国の債券に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。
特定の投資信託証券に 投資するリスク	各ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな 影響をおよぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託 から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<分配金に関する留意事項>

- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ●受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ●分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

購入単位	 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
 購入価額	 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
	販売会社が定める単位
	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入·換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、イースター直後の月曜日(イースターマンデー)、5月1日、ニューヨーク証券取引所がクリスマスデーとする日の直前および直後のニューヨーク証券取引所の営業日のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。
換金制限	 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2045年11月14日まで(2024年11月15日設定)
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とするトータル・リターン・ファンドが存続しないこととなる場合には、受託 会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。また、各ファンドにおいて 純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決算日	<年1回決算型> 毎年11月14日(休業日の場合は翌営業日) <年4回決算型> 毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	〈年1回決算型〉 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 〈年4回決算型〉 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。 詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに 換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対 象となります。 各ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱い が異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。
スイッチング	販売会社が定める単位にて、2つのファンド間で乗り換え(スイッチング)が可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご購入時	購入時手数料	購入価額に 2.75 %(税抜 2.5 %)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。					
	スイッチング 手数料	スイッチング時の購入価額に 2.75%(税抜2.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。					
_~\4& △n+	換金時手数料	ありません。	ありません。				
ご換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営	業日の基準価額に	 じて得た額とします。			
			ファンドの日々の	の純資産総額に対	して年率0.968%(税抜0.88%)		
			支払先	内訳(税抜)	主な役務		
	運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	委託会社	年率0.32%	信託財産の運用、目論見書 等各種書類の作成、基準価 額の算出等の対価		
			販売会社	年率0.53%	購入後の情報提供、交付運 用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理等 の対価		
保有期間中(信託財産か			受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行 等の対価		
ら間接的にご 負担いただき ます。)		投資対象とする 外国投資信託	トータル・リターン・ファンドの純資産総額に対して年率0.62%以内 ※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。				
		実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.588%(税抜1.50%) 以内(概算) ※上記は各ファンドが投資対象とするトータル・リターン・ファンドを 高位に組入れた状態を想定しています。				
	その他の 費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※投資対象とするトータル・リターン・ファンドにおいては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。					

[※]上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

当資料で使用している指数について

- ●米国国債:ブルームバーグ・米国国債インデックス(米ドルベース)
- ●米国投資適格社債:ブルームバーグ・米国投資適格社債インデックス(米ドルベース)
- ●米国ハイイールド社債:ブルームバーグ・米国ハイイールド社債インデックス(米ドルベース)
- ●新興国社債(米ドル建て):JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス(米ドルベース)
- ●世界株式:MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(米ドルベース)

指数の著作権等

- ●「Bloomberg®」およびブルームバーグ・米国国債インデックス、ブルームバーグ・米国投資適格社債インデックス、ブルームバーグ・米国ハイイールド社債インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アセットマネジメントOne (株)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアセットマネジメントOne(株)とは提携しておらず、また、各ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、各ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。
- ●JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ●MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

投資信託ご購入の注意

- ●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- ●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ●各ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、 組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されて いるものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資 者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- ●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ●投資信託は
- 1.預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社 を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 2.購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 3.投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

委託会社その他関係法人の概要

	委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	信託財産の運用指図等を行います。		
ĺ	受託会社	みずほ信託銀行株式会社	信託財産の保管・管理業務等を行います。		
Ī	販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。			

照会先

アセットマネジメントOne株式会社





販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2025年5月7日時点

(毎1回決算型)	(海替ヘッジなし)(年4回決算型)	(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	(毎4回決算型)	商号	登録番号等		資顧問業協会一般社団法人日本投	物取引業協会一般社団法人金融先	金融商品取引業協会一般社団法人第二種
•	•	•	•	株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	0		0	0
•	•			三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	0	0	0	
•	•			みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	0	0	0	0

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託 会社の照会先までお問い合わせください。

(原則、金融機関コード順)